

平成29年第7回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月21日若狭町議会第7回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
地 域 医 療 ・ 介 護 セ ン タ ー 長	中 村 俊 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
建 設 課 長	岡 本 隆 司	水 道 課 長	藤 本 齊
農 林 水 産 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長	飛 永 恭 子
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第67号 美浜・若狭介護認定審査会の共同設置の廃止について
- 日程第 3 議案第68号 若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第69号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第 5 議案第 70 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 71 号 若狭町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 72 号 若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 73 号 若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 74 号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 75 号 平成 29 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 76 号 平成 29 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 77 号 平成 29 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 78 号 平成 29 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 79 号 若狭町えびす荘の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 80 号 若狭町地域福祉推進拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 81 号 若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 82 号 若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 83 号 若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定期間変更について
- 日程第 19 請願第 5 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書を提出することの請願
- 日程第 20 請願第 7 号 種子法廃止に伴う「万全の対策」を求める請願
- 日程第 21 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 22 議員の派遣について

(午前 10時14分 開会)

○議長（原田進男君）

ただいまの出席議員数は、14名です。
定足数に達しましたので、会議は成立しました。
これより、本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番、清水利一君、12番、小堀信昭君を指名します。

～日程第2 議案第67号から日程第20 請願第7号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第2、議案第67号「美浜・若狭介護認定審査会の共同設置の廃止について」から日程第20、請願第7号「種子法廃止に伴う「万全の対策」を求める請願」までの19議案を一括議題とします。

この19議案については、去る12月5日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。それぞれの常任委員長から、審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○総務産業建設常任委員会委員長（渡辺英朗君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月5日、平成29年第7回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案6件及び請願3件であります。

議案審査のため、12月12日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、議案第69号「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、平成29年8月8日に出された人事院勧告に鑑み、常勤の特別職の期末手当の額を改定するもので、説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料を改定するもので、説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間、指定管理者に有限会社彩石を指定するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、指定期間が2年間になっているが、老朽化に伴う修繕や指定期間が終了した2年後をどのように考えているのか。

答、施設自体かなりの年数が経過しており、老朽化が進んでいる。町としては前回大規模改修を行っており、2年後については、指定管理を継続するか取り壊すかを踏まえて検討していく。

問、答弁の中で「土地は末野区のものである」ということであったが、町は末野区から無償で借りているのか。

答、町が年間30万円の借地料を末野区に支払っている。

また意見として、

意見、上中地域にはこのような施設がないということで、何らかの形で残したいという思いである。指定管理者に続けていく意思があれば存続してもらえばよいし、払い下げが可能であれば、町の負担が軽くなるのではないかと思う。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について」は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間、指定管理者に有限会社かみなか農楽舎を指定するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、えびす荘に関しては60万円の受益者負担金をいただくのに、農楽舎からは受益者負担金をいただかないという考え方の説明と、資料別表、修繕等の実施及び費用負担の区分で、えびす荘は全て乙になっているが、農村総合公園に関しては、甲が負担するという箇所が2カ所あるが、その違いについてどのような考えか。

答、これまで指定管理料を支払っていたが、体験の受け入れや農業部門の収益があるということを加味して、指定管理料を支払わないとした。相手から使用料を入れていた

だくという方法もあるが、今回、収支計画を確認し使用料もいただかないことにした。また甲乙の区分であるが、躯体部分については町で修繕を行う。資本的な改良という形で躯体をさわり、資産がふえるということに関しては、町が責任を持って行う。

問、収益を上げているにもかかわらず、5年間全くこの施設の使用料をいただかない。しかも躯体の修繕等に関しては、町の費用で責任を持って行うのでは整合性がないと思う。指定管理の基本を、しっかり示さないといけないのではないか。

答、農業情勢が大変厳しくなり人材がいない。そのような中で旧上中町が、平成14年に農楽舎を立ち上げた。経営状態を聞くと、黒字額が出ているが農業は資産の部分が大変多くあり、現金部分が大変苦しいと聞いている。農楽舎は「都市の若者が就農定住し、集落を活性化する」という目的を守りながら、地域に人材を輩出していただいている。本来このことは行政の仕事であると思うが、町がしなければならない仕事を、民間でしていただいているということを御理解いただきたい。

また意見として、

意見、農楽舎が人を育てているのは事実であるが、民間や各集落で法人を立ち上げて努力しているところにも、農楽舎と同等の支援をしていくよう要望する。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間、指定管理者に学校法人金井学園を指定するもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、この施設を運営するに当たり、地元雇用にも配慮するということがあったが、どのくらい的人员が必要で、地元雇用はどのくらいになるのか。

答、町民雇用については最大限に配慮するという事になっている。協議中ではあるが、西田地区の3名程度の方を確保しローテーションで入っていただくことを考えている。インストラクターについては、体験学習でお世話になっている民宿の方を採用させていただき、干物づくりやカヤック等の指導をしていただくことを検討している。

問、みさき漁村体験施設は、原子力災害時の避難施設でもあるが別途協議するのか。

答、指定管理者と協定を締結し、その中で有事の際の対応について明記し、対応をしていく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定期間変更について」は、平成26年4月1日から指定管理者である宮川興業株式会社の指定期間を、当初の平成31年3月31日までから、平成30年3月31日までに変更をするもので、説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書を提出することの請願」は、紹介議員である北原武道議員より請願内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

紹介議員への主な質疑では、

問、請願趣旨に「アメリカの核の傘から離脱を決断し」とあるが、これはどういうことか。

答、日本がどのように「核の傘」に入っているかということ、核は主に潜水艦が積んでおり、日本には常にアメリカの潜水艦がたくさん入っている。そういったことが「核の傘」による抑止力ということである。

問、嶺南各市町議会の状況を聞くと、同じような趣旨の請願が提出されていないところや、扱い方に違いがあるが何か意味があるのか。

答、事務局長から小浜市と若狭町は請願、おおい町と高浜町は陳情、美浜町は提出されていないという報告があったが、全国的に同じような趣旨の請願が提出されていると思う。7月に国連で核兵器禁止条約が採択され、約120カ国が入っているので、日本も入るよという運動が起こっている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論として、

昨年の6月定例会で若狭町議会として「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」を提出しており、現在の北朝鮮の情勢を踏まえて、今回は意見書を提出すべきでないという意見であり、不採択にすべきとの反対討論があり、採決の結果、委員全員の反対をもって不採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号「米の生産費を償う価格下支え制度」の創設を求める請願書」は、紹介議員である北原武道議員より請願内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、意見として、

意見1、700億円の直接支払交付金がなくなるということであるが、収入保険制度については500億円用意されていると聞いている。請願の趣旨については理解できるが、もう少し具体的な提案がなされるか、全国的な動きになるまで待ってもよいのでは

ないか。

意見2、現時点でJAの全中や全農の動きが議会に対しては見られないが、これから出てくると思う。農水省は減反廃止とは言っていないが、生産調整の見直しによって飼料用米へのシフトや、付加価値をつけるなどということになると思う。下支え制度は大事であるが、時期尚早であり継続審査にとの意見が述べられ、ここで質疑を終結し、継続審査とすることの採決を行い、委員全員の賛成をもって継続審査とすることに決しました。

次に、請願第7号「種子法廃止に伴う「万全の対策」を求める請願」は、紹介議員である北原武道議員より請願内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、さまざまところで種子がつくられれば、競争原理が働いて安価でよりよいものができる可能性はないのか。

答、今は公的に補償されているが、それがなくなるとアメリカなどの多国籍企業に、独占的に価格を決められてしまう。

また意見として、

意見、日本は、国や県の農業試験場で開発されたコシヒカリなどの農産物の種子を、どこへでも安く出している。アメリカなどは民間で開発した種子に特許がかけられ、ブランドを大切にしているという流れがある。民間の大量の資本と活発な努力により、よい品種や種子が出てくるということも見込まれる。国益を考えれば、この種子法がネックとなっていたので廃止されたと理解している。

質疑を終結し、討論に入り、

討論、都道府県の取り組みであり、予算措置等も含めて県に委ねるべきで不採択にすべきとの反対討論があり、採決の結果、委員全員の反対をもって不採択とすべきものに決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

教育厚生常任委員会委員長、福谷洋君。

○教育厚生常任委員会委員長（福谷 洋君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月5日、平成29年第7回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案7件であります。

議案審査のため、12月13日午前9時より委員全員の出席のもと、議案説明者とし

て森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第67号「美浜・若狭介護認定審査会の共同設置の廃止について」、審査の過程における主な質疑では、

問、嶺南というのは敦賀市から高浜町まで、とにかく1つでしようという思いでやってきた。敦賀市は特殊な事情がありなかなか難しいと思うが、美浜町から高浜町までは、やはり1つの形で進めていかなければならないと思う。ごみの問題等でこのようなことになっているが、それを除き一緒にするというような働きかけなど、そのような話はどうなったのか。

答、敦賀市から高浜町まで2市4町で、将来的には広域連合で進めていきたいという話をしている。今回はごみと介護の問題で2つに分かれたが、将来は必ず一緒に進めたい。

問、合議体の内容について若狭町だけで3合議体ある。小浜市、おおい町、高浜町で3合議体ということである。若狭町は多いのではと思うが。

答、審査会の頻度についてであるが、小浜市、おおい町、高浜町については現在1合議体当たり月に2回から3回実施している。若狭町の3合議体に関しては月1回のペースで実施している。

問、月2回から3回というと年間、相当開催されるが、それだけ審査会の開催することが必要なのか。

答、若狭町の例を挙げると、年間約1,000件の認定審査をしなければならない。年間約三十数回実施している状況である。1合議体1回の開催では30件から35件ぐらいの審査が限度であるので、それぐらい開催しないとできないという状況である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論がなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」説明後、質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「若狭町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について」、審査の過程における主な質疑では、

問、国保の場合に滞納者がいるが、世帯主の保険証があっても滞納をしていたら受診できないと考えるが、新しい受給者証を提示すれば子供だけは無料となるのか。

答、国保に関しては滞納者がおられると受給者証（保険証）を渡さない。状況等によ

り短期の保険証を渡す。子供の分に関しては、同じような状況になるのではないかと思う。

問、「この条例において」というところで、現行は「診療を」となっているが、改正案では「診療等を」になっている。全て「診療等」に変更になっているがこの変更はどういうことか。

答、今まで現行の取り扱いが病院で診療を受ける際の取り扱いであったが、本来診療に関しては医療行為以外で薬剤の取り扱い、食事代、あんま等の医療以外のものが含まれており、そのような部分も医療費助成等の対象という状況であったので、正しい文言に修正したいとの考えから、今回改正に合わせて、診療以外の部分も含めるという意味で「等」という文言に修正した。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」、審査の過程における主な質疑では、

問、自己負担を現在2分の1を助成している。それは幾らになるのか。

答、約900万円から1,000万円である。

問、それを3分の1にするということであると思うが、町の支出は幾らになるのか。

答、約600万円になる予定である。

問、説明の中で嶺北は助成してない、敦賀市もやめる方向であると思う。近隣の市町はどうか。

答、聞き取りをした状況であるが、美浜町と小浜市は他市町の動向において、助成支給額割合を決めるという状況である。おおい町と高浜町は改正を考えていない。

質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論、このような住民サービスを削ってというのは、よほどの場合でない限り賛成しかねる。少なくとも行財政改革プラン（案）で何項目もあるが、そのほかにもイベントや団体補助がたくさんあると思う。真っ先に障害者のサービスをカットする必要はない。したがって、この議案には反対である。

賛成討論、一昨日の一般質問で行財政改革のことが出ていた。若狭町は大変厳しい状況である。確かにこのような心身障害者の医療費助成は重要なことであるが、先ほどの嶺北、敦賀市の状況など、いろいろな状況を見たときに、若狭町も自分の身の丈を考えずに助成していくというのはどうかと思う。やはり他市町の状況を考えながら、若狭町としてそれなりの道を進んでいかないといけないと思う。今回、行政が提出した議案に

については賛成したほうがいいと思う。

討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について」、審査の過程における主な質疑では、

問、若狭町地域福祉推進拠点施設（五湖の郷）の事業運営に関することを定める条例ということで「上記の障害者総合支援法を改正する」となっているが、その部分に入っているということか。

答、そのとおりである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」説明後、質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「若狭町地域福祉推進拠点施設の指定管理者の指定について」、審査の過程における主な質疑では、

問、五湖の郷からは施設使用受益者負担金として1,800万円をいただいている。泉、パレアはどうか。

答、泉とパレアについては、負担金としてはいただいている。考え方としては五湖の郷については特養部分とショートステイ部分が宿泊の部分である。当然、利用者の方からは部屋代等についていただいているので、五湖の郷については、その相当額について負担金をいただくという考え方である。

問、宿泊が伴うと施設使用受益者負担金をいただいているという考え方か。

答、部屋代ということで利用者からお金をいただいているので、それに伴う部分として負担金をいただくという考え方である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

終わります。

○議長（原田進男君）

予算決算常任委員会委員長、坂本豊君。

○予算決算常任委員会委員長（坂本 豊君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月5日、平成29年第7回若狭町議会定例会において予算決算常任委員会に審査を付託されましたのは、各会計の補正予算の議案4件であります。

議案審査のため、12月14日午前9時より委員13名出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第75号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億7,918万3,000円を追加し、予算総額を108億630万4,000円とするもので、歳入の主なものは町税4,729万2,000円、分担金及び負担金で970万円、国庫支出金で2億4,273万円、県支出金で2,996万円、繰入金で3,100万円、諸収入で1,113万1,000円、町債で1億640万円の増額であります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では全体で1,269万1,000円の増額するもので、主なものは地域おこし協力隊事業に200万円、行政事務系システム管理事業に410万2,000円、住民基本台帳ネットワークシステム事業に276万4,000円の増額であります。

民生費では全体で507万7,000円の増額するもので、主なものは心身障害者（児）医療費無料化対策事業に351万9,000円、地域生活支援費事業に229万円の増額であります。

農林水産業費では全体で6,050万円を増額するもので、主なものは経営体育成支援事業に761万4,000円、6次産業化ネットワーク活動交付金事業に2,000万円、中山間地域農業総合対策支援事業に1,438万8,000円、ため池ハザードマップ策定事業に480万円、有害鳥獣対策事業に570万5,000円、農山漁村活性化整備対策事業に1,732万1,000円の増額であります。

商工費では155万6,000円の増額であります。

教育費では全体で2,637万9,000円の増額であります。主なものは体育館管理事業に80万8,000円、中学校教育振興事業に150万円の増額であります。

さらに災害復旧費では、3億7,454万6,000円の増額であります。

以上が、一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、財産管理費の工事請負費390万円は、大鳥羽町有地の廃材撤去費ということだが結末はどうなったのか。

答、親戚の方が舞鶴市におられることは前回までに報告したが、まだ本人との連絡が取れていないので定期的に御家族と連絡をとっているが、本人に請求しなければならないので今後とも連絡をしていく。

問、毎年システム改修にどれくらいの金額が、システム改修として計上しているのか。

答、平成29年度システム改修費用は、全体で2,500万円となっている。

教育委員会関連では、

問、教育振興費の委託料150万円はバスの運行単価であるが、運行単価については当初に町全体で決めているのではないか。途中で変更があるのか。

答、当初予算で認められている分は地区大会参加程度で、地区大会で勝ち上がり県大会に出場すると補正予算で計上している。単価については変更はないが、回数が予想できない部分があるため増額補正を計上した。

総合戦略課関連では、

問、水月花のことだが、指定管理期間は5年であったが2年間になっていると思う。その後、売買契約について話をしているのか。

答、2年間の契約であと1年となった。平成29年度中にという思いがある。区役員、歴代の水月花関係者には打診をしているが、地権者にはまだ交渉はしていない。なるべく早く売却をして民営化していく。

問、6次化産業ネットワーク活動整備交付金事業についてであるが、12名の方の名簿について提示があったのか。この事業に行く場所は、以前の田井島温泉か。

名簿については後ほど提出します。場所についてはそのとおりである。

問、場所は町有地ではないのか。

答、町有地を借りていただく。

問、その借地料は幾らか。

答、町と契約し9月27日に契約した。使用面積は1,624.65平米である。年間金額は11万6,980円である。

環境安全課関連では、

問、清掃総務費であるが、埋め立てごみなども入っていると思うが、年間で人件費等

も含め総額4億円もあるのか。

答、エコクル美方、小浜市のクリーンセンターに対しての処理負担金が入っている。

税務住民課関連では、

問、固定資産税の償却資産2,750万円。これは、どこの会社の機械設備の分か。

答、企業の償却資産で各会社の設備関係投資のものである。

問、特にどこの会社の分か。

答、特にテクノバレーにある生晃栄養薬品、AGCの償却資産の増収分が主なものである。

農林水産課関連では、

問、鳥獣害でイノシシだけでなく、ほかの動物もふえているという説明があった。昨年は大雪であったが余り関係ないのか。

答、希望的には少なくなっしてほしいが、現在の状況は昨年よりは少しふえていると考える。敦賀市の捕獲頭数はふえている。平成29年度からイノシシの捕獲について冬期間も行うので、全体的にはふえると思う。

問、有害鳥獣対策費の報償費は570万5,000円計上しているが、現実的に捕獲員の檻で捕獲されるが、一生懸命動くと思うか。

答、鹿捕獲については美浜町と同額の報償費だと思うが、とめ刺し、運搬費が異なるので報償費を上げた。今回も有害捕獲の方にも捕獲していただけるよう啓発していく。

建設課関連では、

問、海士坂上流の平成25年度の台風18号でのり面崩壊した箇所は今回も同じ箇所であるのか。

答、同じ箇所である。今回の海士坂川の土砂堆積については上流側の施設が壊れて土砂が流れたというより、以前の災害のときの残土が雨で流れてしまったため。

問、各ため池と管理している町との協定書はあるのか。

答、過去に結んだ協定書をそのまま引き継いでいる。

以上、議案第75号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」、審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、平成29年度の特別会計補正予算の審査報告をいたします。

まず、議案第76号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」ですが、歳入歳出予算の総額に2,924万円を増額し、予算の総額を21億4,334万5,000円とするもので、説明後、質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」ですが、歳入歳出予算の総額に26万3,000円を増額し予算の総額を20億3,944万2,000円とするものです。

審査における主な質疑を申し上げます。

問、居宅介護サービス給付費補正額5,351万円の減額、地域密着型介護サービス給付費補正額5,000万円を増額しているが、若狭町では予定どおりにならなかったらこの分を減額し、地域密着型介護サービス給付費に入れたということか。

答、パレアと泉という2つの事業所が、18人以下の定員にされたということである。18人以下の定員については、地域密着型介護サービス給付費での計上になる。それによる予算の組み替えになっている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」ですが、台風21号による災害復旧に伴う農業集落排水施設建設費に3,400万円を増額し、予算の総額を4億4,556万3,000円とするものです。

問、農集のオキシレーションディッチが冠水するのは、前回の台風により西田地区で増水したときと同じところが壊れたのか。

答、西田地区では三方湖に処理水を放流するため、三方湖の水位が上昇し、放流先が円滑に放流できずに冠水した。あと、瓜生地区と鳥羽地区についても鳥羽川の水位が上昇し放流先が冠水した。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の審査報告を申し上げ、委員長報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第67号「美浜・若狭介護認定審査会の共同設置の廃止について」に

対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第67号「美浜・若狭介護認定審査会の共同設置の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第67号「美浜・若狭介護認定審査会の共同設置の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第68号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第68号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

12番、小堀信昭君。

○12番(小堀信昭君)

ただいま議長のお許しいただき、議案第69号に対しての反対討論をさせていただきます。

若狭町は非常に厳しい財政ということで、町長をもとに行財政改革を進められております。そういった中で今回の人事院勧告ではございますが、他の市町から見ますと現行で我慢する市町が多いという中、今回の改正案では6月分で100分の157.5、12月分で172.5の用意がされております。

私は町民の皆様方からいろいろな要望がある中で、町のほうに行くと非常に財政が厳しいという声を聞き、こういった場合にはやっぱり町のトップである町長を初め、多くの特別職の皆様方が我慢したことによって、非常にその気持ちが伝わるのではないかと思いますし、議員の間での歳費についての上げるときのあったときに、議員がやっぱり町民が苦しんでいるときは私たちも我慢しようという意見が多くあって、そういう歳費を上げるということには、前向きにいかなかったということを経験しまして、この案件に対しては反対するものでございます。

以上であります。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

議案第69号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第69号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」

に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第70号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第70号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「若狭町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について」に対する、討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第71号「若狭町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第71号「若狭町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「若狭町心身障害者(児)医療費の助成に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番(北原武道議員)

本議案に反対の討論を行います。

本町は今、行財政改革プランを策定しております。私たち議員にはその中間報告、こ

れですね（資料提示）、これが配付されております。これを拝見しますと、プランに基づく具体的見直し項目というものが60項目列挙してあります。公有財産の活用など理にかなった項目もありますが、住民サービスの低下につながり安易に実施するべきでない項目も多々あります。

この行財政改革の実施は、平成30年度からというスケジュールになっていますけれども、私たちはまだプランの検討もしていないし議論も行っておりません。

本条例は、この全60項目中のナンバー18に上がっているものに該当し、身体障害者（児）4級の方に対する医療費助成を、2分の1から3分の1に減額するというものです。このプランによりますと、平成32年度には、この助成を全廃することになっています。

私はハンディのある方へのサービスはカットはするべきではないと思いますけれども、少なくともプランの全体を議論もしていない段階で、先取的にこの項目を、イの一番に実施に移すというのは納得できません。

以上、本案反対の理由です。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の討論はありますか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

私は、ただいま議題になっております議案第72号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

若狭町の今一番大きな命題は、過日の一般質問でもいろいろ話があったように財政の問題であります。福井県ではどんな順番なのか、いろんな項目で最下位を走っているのが若狭町であります。やはり、行財政改革に聖域を若狭町ではつくるべきではありません。

心身障害者の医療費助成、確かに重要なこととは思いますが、県下でいろんな市町の状況を考えますと嶺北では全くやっておられませんし、あの財政の裕福な敦賀市ですらやっていない、ただ嶺南ではいろんな町が同じようにやっております。それに歩調を合わせて若狭町はしてきたわけですが、若狭町の身の丈考えたときに、本当に、あのおい町やそんなのと同等的ことができるか。やはり足元をじっくり見直していかないといけない。若狭町は嶺南の各市じゃなしに、若狭町なりの道を進んでいかなきゃいけない。これが今ようやくスタートラインに立ったわけであります。

なかなか行政としても、この議案を出すには勇気がいったと思います。いろんな人か

ら不平があるでしょう。でもそれをやらないと財政が立ち直っていかない。そういう意味でやはり議案を出されたその勇気には私は拍手を送りたいし、これからもいろんな項目で聖域を設けずに、いろいろ改革をやっていただきたい。

そのスタートとして本件に関しては賛成の意を表明いたします。以上です。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第72号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第72号「若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第73号「若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第73号「若狭町地域福祉推進拠点施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第74号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第74号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第10 議案第75号～

○議長(原田進男君)

次に、議案第75号「平成29年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第75号「平成29年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第75号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第11 議案第76号～

○議長（原田進男君）

次に、議案第76号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第76号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第76号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第12 議案第77号～

○議長（原田進男君）

次に、議案第77号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第77号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第77号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第13 議案第78号～

○議長（原田進男君）

次に、議案第78号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第78号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第78号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第14 議案第79号～

○議長（原田進男君）

次に、議案第79号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第79号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第79号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第15 議案第80号～

○議長（原田進男君）

次に、議案第80号「若狭町地域福祉推進拠点施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第80号「若狭町地域福祉推進拠点施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第80号「若狭町地域福祉推進拠点施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第16 議案第81号～

○議長（原田進男君）

次に、議案第81号「若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第81号「若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第81号「若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第17 議案第82号～

○議長（原田進男君）

次に、議案第82号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第82号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第82号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第18 議案第83号～

○議長（原田進男君）

次に、議案第83号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定期間変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第83号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定期間変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第83号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定期間変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第19 請願第5号～

○議長（原田進男君）

次に、請願第5号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書を提出することの請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいま議題となっております請願に対し、賛成の立場より討論をさせていただきます。

どうも皆さんは請願の内容ではなく、その紹介議員で判断しているのではないかと思えてなりません。冗談はさておき、私が思うには新聞報道、あるいはテレビ解説のどれをとっても国の方針は間違っているとの報に接します。確かに、世界で唯一の戦争被爆地、広島、長崎を抱える我が国にとって、核兵器のない世界をつくるのが国是であり、永遠の目標であり続けたはずでした。

それが、ことしの7月に国連で核兵器禁止条約が圧倒的多数で採択されたわけでありますが、何と我が国は、この会議に参加することすらしなかったわけであります。条約の中には日本語の「ヒバクシャ」という言葉が使われています。これほど日本を意識した条約であるにもかかわらず日本国は無視したわけで、条約締結国の多くの国々が失望しており、世界から日本をさげすんだ目で見られることになりました。

過日行われましたICANのノーベル平和賞授与式には、日本人で、13歳で広島にて被爆し、その後カナダに移住されたカーロー節子さんが、自分の4歳の甥の死体の状況、その後70年にわたる核廃絶運動を演説し、日本人のすばらしさを全世界の皆様に見せつけましたが、国が余りにも米国に遠慮し何も行動しないのが、本当に情けなく思います。日本は米国とは同盟国でなく、米国の属国と思えてなりません。独立国としての誇りを取り戻そうではありませんか。

過日、トランプ大統領がエルサレムをイスラエルの首都として認める発言をし、世界に衝撃を与えましたが、米国の一番の同盟国であるイギリスは激しく非難をいたしました。日本はもちろん非難はせず、関係国での話し合いがよいなどと、コメントにもならない発言をし、米国には絶対反対しないとの態度をとり続けています。米国の属国では

なく、51番目の米国の州になったのではないかと、こんな錯覚すらしてしまいます。

国がそのようなら、世界から尊敬されるはずもなく、せめて我々日本人が正しいこと、正しくないことには、はっきりと行動で示し、世界に日本人の心意気を示すべきではないでしょうか。そういう意味で、我々地方議会は国の方針とは関係なく、人間として正しいことを政府に訴えることが真の使命だと考えます。このような理由で、本請願には賛成をいたします。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

11番、清水利一君。

○11番（清水利一君）

私から、「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書を提出することの請願」を不採択にする立場から論じたいと思います。

そもそも、これに関連する意見書は、昨年2016年の6月議会で「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」を採択、提出しております。若狭町議会としてしっかりと意思表示をしており、これに尽きるわけでありまして、このことに重きを置くべきだと思います。政府としても、核の傘に守られている現実的な課題を抱えて、非現実的と実践的を巻き込んだ打開策を検討の方向性と、既に報道もされております。

そもそも私は、意見書というものは、そんなに乱発するものではないと思っております。よって、今度の請願は、委員長の報告のとおり不採択にすべきものと論じて、意見といたします。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第5号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書を提出す

ることの請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（原田進男君）

起立少数です。したがって、請願第5号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書を提出することの請願」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第20 請願第7号～

○議長（原田進男君）

次に、請願第7号「種子法廃止に伴う「万全の対策」を求める請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道議員）

それでは、請願第7号「種子法廃止に伴う「万全の対策」を求める請願」に賛成の討論をいたします。

稲、麦、大豆の種子の生産普及は、種子法に基づいて公的に実施されてきました。つまり、都道府県はその地域にあった奨励品種を開発し、その種子をふやし、種子を農家に安定的に、安価に供給してきました。国はそのために農業試験場などに財政支援をしてきました。この種子法が今年度で廃止になります。今後、日本の種子市場が多国籍企業に支配されることが懸念されています。種子の価格が5倍から10倍になるという予測もあります。

本請願は、今後とも都道府県が種子事業を継続できるよう、国が予算措置を行うこと、2番目ですけど、公的な知的財産である種子が、民間企業に移転しないよう対策を講じること、以上について国に意見書を提出してほしいというものです。ただでさえ先行きの不安な水稲農家にとって、切実な訴えです。

私は本請願、採択すべきものと思います。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対者の討論はありますか。

11番、清水利一君。

○11番（清水利一君）

私から「種子法廃止に伴う「万全の対策」を求める請願」の不採択について述べたいと思います。

種子法の廃止で地域の共有財産である種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品

種に特許がかけられ、特許料等が懸念されることの対策を講じる請願でございますが、これは都道府県と農業協同組合が協力し合って原種の生産、優良品種指定のための検査などを義務づけられて役割を果たされてきました。これは私の知る限り、県と農協の動きがどうなのか、まだ見えておりません。予算措置の要請については、県の取り組みに委ねるべきであって、先導的に先駆けて、乱発的に請願すべきものではないと思います。よって、委員長の報告のとおりこの採択は不採択にするべきと論じて、意見いたします。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第7号に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第7号「種子法廃止に伴う「万全の対策」を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（原田進男君）

起立少数です。したがって、請願第7号「種子法廃止に伴う「万全の対策」を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第21 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（原田進男君）

次に、日程第21「委員会の閉会中の継続審査について」を議題とします。

総務産業建設常任会委員長から、委員会において審査中であります請願について、若狭町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり閉会中の継続審査にしたいと申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第 2 2 議員の派遣について～

○議長（原田進男君）

次に、日程第 2 2、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものとしたします。なお、緊急を要する場合は議長において決定したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣についてはお手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成 2 9 年第 7 回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、1 2 月 5 日の開会以来、本日まで 1 7 日間にわたり、提案されました条例の一部改正を初め、平成 2 9 年度補正予算並びに指定管理者の指定など、重要議案につきまして終始熱心に、また、慎重に御審議いただき、本日ここにその全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げますとともに、可決されました台風関連の復旧予算などにつきましては、適切かつ迅速に執行していただくようお願いするものであります。

月日のたつのは早いもので、平成 2 9 年もあと 1 週間余りとなりました。皆様方には、健康に十分御留意していただき、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げます、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月 5 日の開会以来、本日まで 1 7 日間にわたり、条例の一部改正、平成 2 9 年度若狭町一般会計、特別会計の補正予算、指定管理者の指定など、数多くの重要な案件について御審議を賜りました。その間、議員の皆さん方からは、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並びに各常任委員会において御熱心に御審議をいただきました。心から厚くお礼を申し上げます。

特に、今回の補正予算では、台風21号災害関連の多くの予算をお認めいただきました。今後、町の災害からの復旧に向け、滞りなく予算を執行させていきたいと考えております。なお、本定例会におきまして議員の皆さんからいただきました御意見、御指導につきましては、十分留意して今後の町政運営に努めてまいりたいと思っております。

さて、いよいよ年末も押し迫ってまいりましたが、今週末の23日、土曜日でございますけれども、小浜線の100周年の記念事業としまして、JR十村駅におきまして地元の方の御協力を賜り、記念イベントを企画いたしております。それぞれ、県内外からこの小浜線をお使いいただきまして、1世紀にわたり歴史を刻んでまいりました。小浜線の100周年を住民の皆さんとお祝いしたいと思っております。

また、翌24日に当たりますが、毎年、京都で行われております全国高等学校駅伝競走大会が開催され、地元美方高校が3年連続で男女アベック出場いたします。出場される選手の皆さんは、師走の都路を力いっぱい駆け抜けてほしいと思っております。

最後になりますが、月日の過ぎるのは早いもので、ことしも残すところあと1週間余りとなりました。新しく迎える平成30年が希望と活気に満ちた年となりますよう、心から願っております。議員各位におかれましては健康に十分御留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(午前11時45分 散会)